

幸田町監査公示第2号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和3年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年6月8日

幸田町監査委員 山 下 力



幸田町監査委員 水野 千代子



記

1 監査の種別 定期監査

2 監査年月日 令和3年5月31日

3 監査の対象施設名 多世代交流施設 豊坂ほっと館
坂崎配水場
深溝配水場

4 監査対象事項 施設の管理は適切に行われているか、また施設設置の目的を達成するような施策が適切に講じられているかを主眼に監査した。

5 監査の方法 幸田町監査基準に基づき、現地に赴き、施設の概要・管理運営状況等についての監査調書をあらかじめ担当課から提出を求め、管理運営について改善すべき点はないかを幸田町監査実施着眼点にある監査項目を町担当職員等から説明を聴取し監査を実施した。

6 監査の結果 良好と認める。

今回調査した上記3施設については、概ね適切に管理運営されていると認める。